



令和4年度の改定方針

【改定のポイント】

- 平成28年度から県土整備部内で試行中の特定課題パッケージにおいて、近年の課題に対応するため、新パッケージを追加する
- 新型コロナの影響やくじ引きの発生抑制等の対応を図る
- 併せて、これまでの運用実績における課題や総合評価審査委員会での検討事項、業界等からの意見等を踏まえた見直しを行う。

1 特定課題対策パッケージの改定

実績重視型の新設、土木型と型の統合

2 運用実績における課題等を踏まえた評価項目等の見直しによる改定

工事成績評定の配点方法

新型コロナウイルス感染拡大に伴う継続教育（CPD）の期間延長

新型コロナウイルス感染拡大に伴うインターンシップ等の受入れ実績の
期間延長

手持ち工事量の評価

新製品・新技術の活用



実績重視型の新設、土木型と型との統合

型 種別	評価項目		配点	技術提案型		統合										新設		
				Aタイプ	Bタイプ	標準パッケージ					特定課題パッケージ					実績重視型	施策チャレンジ型	
	大項目	小項目		評価項目	土木型	土木型	土木型	建築型	設備型	若手育成型		地域担手型		点	点			点
										点	点	点	点			点	点	
必須評価項目	ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2										2	1	2			
		(イ) 施工実績	1	2	2	2			2	2	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	1								1	2	2		2		2	
		(イ) 災害防止活動等の実績	1	3	3	3			-	-	1	2	2		2		2	
	ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	2															
		(イ) 施工経験	1	2	2	2				2	2	-	-	-	-	-	-	
	エ 定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	5	4														
		(イ) 品質管理の適切性	5															
		(ウ) 安全管理の適切性	5															
		(エ) 発注者が指定した課題への対応的確性	5															
	オ 定量的技術提案	(ア) 技術提案	6	-														
		(イ) 技術提案を実現するための方法	4	-														
	カ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為	-1											-1	-1	-1		-1
		(イ) 過積載による法令違反	-1											-1	-1	-1		-1
		(ウ) ディーゼル不適合車の使用による法令違反	-1												-1	-1		-1
		(エ) 不正軽油の使用による法令違反	-1												-1	-1		-1
(オ) 死亡事故		-1												-1	-1		-1	
(カ) 総合評価の不履行		-1												-1	-1		-1	
(キ) カ(ア)からカ(カ)に該当しない入札参加停止措置		-1													-1	-1		-1
(ク) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外	-1													-1	-1		-1	

【標準パッケージ】

- 土木型 ... 比較的大規模な土木工事（舗装工事等を含む）に適用
- 土木型 ... 中小規模の土木工事（舗装工事等を含む）に適用
- 土木型 ... 比較的小規模な土木工事（舗装工事等を含む）に適用
- 建築型、設備型 ... 簡易型で実施する建築・設備工事に適用

【特定課題パッケージ】

- 若手育成型 ... 中長期的な担い手の確保を目的とするパッケージ
- 地域担手型 ... 地域の担い手となる建設業の健全な発展を目的とするパッケージ
- 実績重視型 ... 評価項目を厳選し、施工実績等を重視したパッケージ
- 施策チャレンジ型 ... ICT施工技術の活用により建設現場の生産性向上が期待される工事

- 1 ... 特定課題パッケージを除く配点
- 2 ... (ア)(イ)どちらかを選択する
- 3 ... 建築工事等においては、原則選択しない
- 4 ... エ(ア)～エ(エ)から1項目以上選択する
- ... 必須評価項目 必ず設定する評価項目
- ... 選択評価項目 選択できる評価項目
- ... 選択できない評価項目



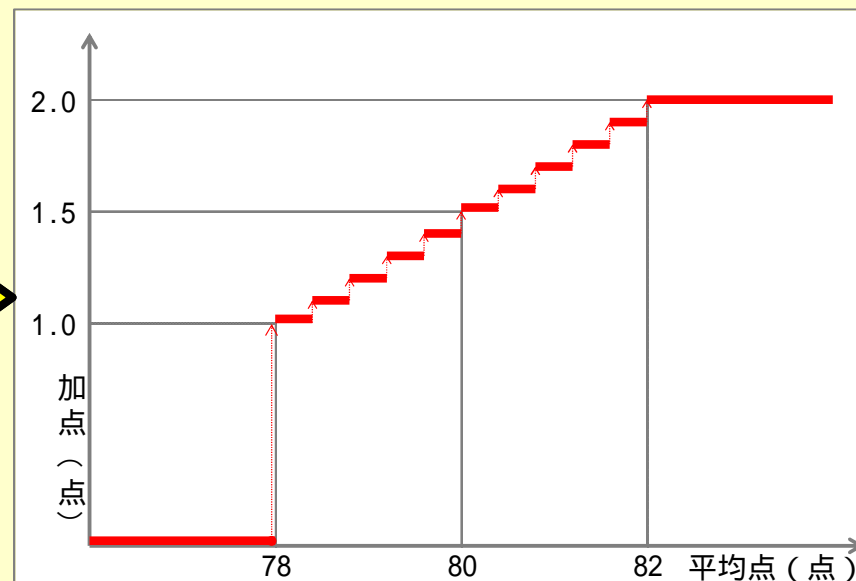
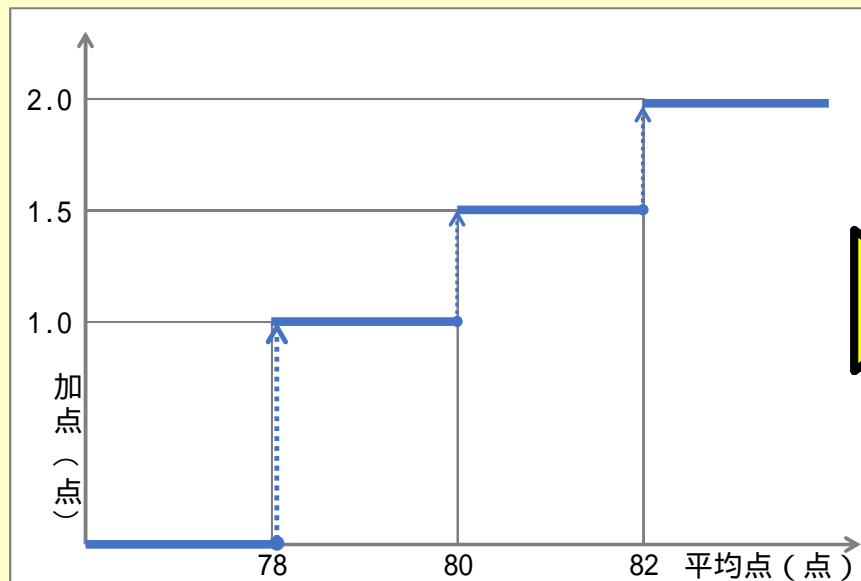
実績重視型の新設、土木型と型との統合

型 種別	評価項目		配点	統合													
				技術提案型		簡易型								新設			
				Aタイプ	Bタイプ	評価項目 選択型	パッケージ型								実績重視型		
							標準パッケージ				特定課題パッケージ				実績重視型		
大項目	小項目	1	土木型	土木型	土木型	建築型	設備型	若手育成型 点	地域担手型 点	実績重視型 点	施策チャレンジ型 点						
選択評価項目	キ 企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	3														
		(イ) 新製品・新技術の活用	1												1	○	
		(ウ) 優秀工事表彰	1.5														
		(エ) ISO9001の取得	1														
		(オ) 登録基幹技能者の配置	0.5														
		(カ) 労働災害防止対策	1							1							1
	ク 配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力(ヒアリング)	3														
		(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング)	3														
		(ウ) 技術者の対応能力(ヒアリング)	3														
		(エ) 保有する資格	1														
		(オ) 優秀技術者表彰	1														
		(カ) 継続教育(CPD)への取組	1														1
	ケ 企業の地域精進度	(ア) 地理的条件	1							1	3	2				1	
	コ 企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績(施設管理への協力活動・研修)	1.5									2					2
		(イ) 除雪契約実績	1														
		(ウ) 障害者雇用	1														
		(エ) CO2削減対策	1														
		(オ) 重機保有状況	-									2					
		(カ) 災害復旧工事契約実績	1								1	1					1
	サ 担い手確保・育成に関する取組	(ア) インターンシップ等の受入れ実績	1									1					
(イ) 多様な働き方実践企業の認定		1								1	1						
(ウ) 若手技術者の配置		-								4							
(エ) 4週8休を確保した工事実績		0.5															
シ 生産性の向上	(ア) ICT活用工事の実施	2			○											3	
ス その他	(ア) 県内下請の選定	1										1					
	(イ) 建設資材県産品の選定	1															
	(ウ) 手持ち工事量	1													1		
必須評価項目の合計点数の最大値(選択評価項目を除く)			-	26.0	16.0	6.0	21.5	16.0	12.5	13.5	16.0	11.0	15.0	9.0	12.0		



工事成績評定の配点方法

より適正に評価するため、評価基準の段階を細かく設定



~ 78点 : 0点
 78 ~ 82点 : 1.0点、1.5点
 (0.5点刻み)
 82点 ~ : 2.0点

~ 78点 : 0点
 78 ~ 82点 : 1.0点 ~ 1.9点
 (0.1点刻み)
 82点 ~ : 2.0点



工事成績評定の配点方法

評価項目	評価基準	配点
(ア) 工事成績評定	県発注工事の過去2年度間の平均点が82.0点以上。	2.0
	県発注工事の過去2年度間の平均点が81.6点以上82.0点未満。	1.9
	県発注工事の過去2年度間の平均点が 点以上 点未満。 (表記略)	1.1 ~ 1.8
	県発注工事の過去2年度間の平均点が78.0点以上78.4点未満。	1.0
	上記に該当しない、又は実績がない。	0

【令和4年度の改訂】

より適正に評価するため、加点となる成績の段階を細かく設定する。



継続教育（CPD）の期間延長

カ）継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点
カ）継続教育（CPD）への取組 1、2	過去3-2年度間 3のいずれかの年度に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0
	過去3-2年度間 3のいずれかの年度に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.5
	上記に該当しない。	0

- 1 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。
- 2 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。
- 3 ガイドラインVer. 17に限り特例として過去 3 年度間のうち、いずれかの年度に取得した単位の評価とする。

【令和4年度の改訂】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、講習会等の開催が減少したことから、評価期間をガイドライン Ver.17に限り特例として過去3年度間のうち、いずれかの年度に取得した単位の評価とする。



インターンシップ等の受入れ実績の期間延長

サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準	配点
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去 3 年度間に、連続した3日以上 of インターンシップの受入れ実績がある。	1.0
	過去 3 年度間に、短期（3日未満）のインターンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5
	上記に該当しない。	0

【令和4年度の改訂】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、インターンシップの受入れ機会が減少したことから、評価期間をガイドラインVer.17に限り特例として過去3年度間のうち、いずれかの年度に取得した単位の評価とする。



手 持 ち 工 事 量 の 評 価

ス(ウ) 手持ち工事

評価項目	評価基準	配点
(ウ) 手持ち 工事量 ^{1、2}	県発注工事(業種:〇〇 ³)の手持ち工事量比率 ⁴ 0.5未 満又は契約年度の受注が無い。	1.0
	県発注工事(業種:〇〇 ³)の手持ち工事量比率 ⁴ 0.5以 上1未満。	0.5
	県発注工事(業種:〇〇 ³)の手持ち工事量比率 ⁴ 1以上 又は過去3年度間の受注がない。	0

- 1 JV入札又はJV混合入札においては設定しない。
- 2 手持ち工事量は、コリンズデータに登録されている契約金額により集計する。
- 3 発注者が必要に応じ業種を設定できるものとする。
- 4 手持ち工事量比率 = (当該年度受注額) ÷ (過去3年度間受注額の平均)
 当該年度受注額とは、発注年度の4月1日から本工事の公告日までに受注した工事の契約金額の合計とする。
 共同企業体の受注実績は当該共同企業体の実績であるため、各構成員個々の受注実績にはカウントしない。
 繰り越した工事の場合、契約年度に受注額を計上する。変更増減額も同様とする。
 債務負担行為に基づく契約の場合、契約年度受注額及び過去3年間の平均受注額は、
 各年度の支払限度額を用いる。
 毎年4、5、6月に公告する案件については、当該年度受注額は公告日の前年度の実績を評価対象とする。



新製品・新技術の活用

キ（イ）新製品・新技術の活用

評価項目	評価基準 ⁵⁻⁴	配点
(イ) 新製品・新技術の活用	自社 ¹ の製品や技術を国土交通省の新技术情報提供システム (NETIS) ² に登録している。	2.0 [3.0]
	自社 ¹ の製品や技術を県の新製品・新技术紹介制度 ² に登録している。	1.0 [2.0]
	令和3年度まで実施していた県のNew-ProTech制度（新製品・新技术マッチングモデル事業） ³ に採用され、有効性が確認されている又はNETISに登録 ⁴ のある製品・技術を選定する。	0.5 [1.0]
	上記に該当しない。	0 [0]

- 1 入札参加者が、当該製品・技術を登録するに当たっての「開発会社」に相当し、当該製品・技術を使用する権原を有しているものとする。
- 2 入札公告日時点において、NETISや県の新製品・新技术紹介制度に登録しているものとする。ただし、「NETIS掲載期間終了技術リスト」又は県の「過去に紹介した新製品・新技术一覧表」への掲載に移行されたものは評価対象としない。
なお、「新製品・新技术紹介制度」の登録状況については、建設管理課のホームページを参照のこと。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/singijutu-top.html>)



新製品・新技術の活用

キ（イ）新製品・新技術の活用

- 3 「発注者提案型」と「応募者提案型」いずれのタイプでも評価対象とする。
入札公告日時点において、「有効性を確認」又は「評価できる」と事後評価された製品・技術を、工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに選定する場合に評価対象とする。
ただし、一定の条件や意見等を付した上で有効性を確認・評価されたもの又は掲載期間が終了した製品・技術（掲載期間は評価を通知した翌年度から5年度間）は評価対象としない。
「新製品・新技術マッチングモデル事業」の事後評価結果については、総合技術センターのホームページを参照のこと。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/new-protech.html>）
- 4 **[有用な新技術の活用]**
本発注工事において「新技術情報提供システム（NETIS）」に掲載された有用な新技術を活用する場合、加点評価する。
有用な新技術とは、「公共工事等における新技術活用システム」において、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術（旧）、設計比較対象技術、少実績優良技術に指定された技術（NETIS登録画面の「技術の位置付け」の各項目のいずれかに星マーク（）のあるもの）で「NETIS新技術情報提供システム」に掲載されているもの。
有用な新技術の活用においては、特記仕様書で実施を求められた技術については、評価しない。
公告日より前にNETISから削除された技術については、評価しない。
- 5-4 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

【令和3年度の改訂】

県が実施していた制度を見合わせるため、表記を改める。

自社の保有する製品、技術ではなくても、国の制度によって有効性が確認されている製品、技術を活用する場合には評価の対象とする。